

令和3年6月

館林都市計画事業鶉土地区画整理事業  
保留地公売申込要領

1 区画 随時公売中

【お問い合わせ】

邑楽町役場 都市建設課 区画整理係

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

邑楽町役場2階

電話 0276-57-5032 (直通)

# 保留地公売申込要領

## 1 公売物件

公売物件は、4ページの「公売保留地一覧表」のとおりです。

## 2 申込の方法等

(1) 申込の受付時間、場所及び方法等は次のとおりです。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日及び祝日は受付を行いません。)

【受付場所】 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1  
邑楽町役場2階 都市建設課

### 【申込に必要な書類】

① 保留地買受申請書 (別紙 指定用紙)

共有名義にて購入する予定の方は連名で申してください。

② 〈個人の場合〉 I 住民票 (世帯全員のもの)

II 納税証明書 (以下の記載のあるもの)

ア 個人町 (市) 県民税納税証明書

イ 固定資産税納税証明書

〈法人の場合〉 I 登記事項証明書 (全部事項証明書)

II 納税証明書 (以下の記載のあるもの)

ア 法人町 (市) 民税納税証明書

イ 固定資産税納税証明書

③ 誓約書

\*連名 (共有) で申込をされる場合は、共有者すべての方の書類が必要です。

【申込方法】 郵送または電話による申込受付は行いませんので、受付場所で直接申込をお願いします。

【公売の方法】 先着順で随時受付をし、公売します。

(2)次に該当する保留地買受申請書は無効とします。

- ・ 申請書に記名押印のないもの。
- ・ 申請書の不備により、その内容を知得できないもの。

(3) 申込にあたっての留意事項

- ・ 保留地は現況での引渡しとなりますので、事前に本申込要領の位置図等を参考に必ず

現地を確認してください。

- ・ 郵送または電話による取り下げは受け付けません。

### 3 申込者の資格

次に掲げる者は申込者となることができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 購入する保留地を転売目的で購入する者。
- (3) 町（市）県民税、固定資産税を滞納している者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

### 4 契約締結等

- (1) 申請書受領後、審査を行い、町より保留地売却決定通知書を交付します。
- (2) 保留地売却決定通知書を受けてから、15日以内に保留地売買契約書による契約を締結してください。
- (3) 上記の期間内に契約を締結しない場合は、決定を取り消します。

### 5 売買代金の支払方法

- (1) 売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の10パーセント以上を納付していただきます。
- (2) 契約締結の日から60日以内に、売買代金を納付していただきます。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (4) 契約を取り消した者の契約保証金は、特別な事情がないかぎり還付しません。

### 6 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納したときに当該土地の引渡しを受け、その土地を使用及び収益することができます。所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後に行うものとし、登記に要する費用は買受人の負担となります。
- (2) 換地処分時の測量により地積に増減が生じた場合、契約時の単価により購入代金を清算させていただきます。
- (3) 住宅等の建築に当たっては、地盤調査が必要となり、地盤の許容応力に対応する工事等の費用は建築者（購入者）の負担となります。
- (4) 保留地は、上記の所有権移転登記が完了するまでは、原則として第三者への権利譲渡はできません。
- (5) 保留地は区画整理事業が終了し、登記が完了するまでは抵当権の設定ができないので、融資が受けにくいことがあります。保留地の購入に関し、融資を受けようとする方

は、登記識別情報の代理受領権や保留地を担保にするなどして、金融機関から融資を受けられる場合がありますので、金融機関にご相談ください。

## 7 その他

- (1) 保留地を購入した際には不動産取得税（県税）、都市計画税（町税）、固定資産税（町税）がそれぞれ課税されます。
- (2) 保留地内の電柱及び支線等については、町では移設できませんのでご了承ください。

# 公売保留地一覽表

| 物件<br>No. | 街区<br>番号 | 画地<br>番号 | 所在        | 地目 | 面積<br>(有効宅地面積)<br>㎡ | 単価<br>(有効宅地単価)<br>円/㎡ | 処分価格        | 契約保証金     |
|-----------|----------|----------|-----------|----|---------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| 1         | 40       | 11       | 邑楽町大字鶉字新田 | 宅地 | 372.76<br>(268.19)  | 11,884<br>(16,500)    | 4,430,000 円 | 443,000 円 |